

第 1 1 5 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 1 0 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （1 2 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 8 番 大内 清香
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （2 人）

- 7 番 袴田 光夫
- 9 番 岡村 淳史

5 出席農地利用最適化推進委員 （5 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長	それでは、只今より第 115 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 7 件、報告事項 7 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、出席をお願いしました農地利用最適化推進委員につきましては 5 名出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 4 番沖村委員と 5 番角井委員によりしくをお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠方に居住しており、耕作が困難になったため、住宅と申請地を併せて譲り渡したい譲渡人の要望に対し、新規就農するため農地を取得したい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 3 番大谷委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
3 番	先日 7 日の日にですね推進委員の方と現場を見てきました。その時ちょっと譲受人の人とお会いできず後に電話でお話を聞きました。3 ページの緑色に塗った地図がよくわかるんですが、この地図でいうと右側宅地があるんですけど二筆これも一緒に購入ということで上側の宅地に今家が建ってます。その下側は空地になってまして車でもうこの畑に横付けできる状態です。この二枚の畑平らでですね真ん中に水路があるんですけどかなり広く使い勝手の

いい畑になると思います。ちょっと気になったのはもう二筆ちょっと離れた所にあるんですが4ページの地図で見ると赤色が道なんですけど●●●●番地にも車が横付けできます。真ん中にちょっとこの畑も低い段が二段になっています。その隣を●●●●番地は赤い道路狭くなっているところ階段です。ね隣●●●●と●●●●の間は2メートルぐらいの段になってるんですが階段を上がれば畑にそのまま入れるのでここも二か所ともミカンを植えたいということで確認しました。現在はちょっと直径5センチぐらいの雑木がところどころに生えているんですけどもあとは草でこの広い二まちのところどころ何かものが植えた跡がありましてあとはもう50センチぐらいのセイタカアワダチソウだったのですぐにでも畑になるようなところです。ミカン作りたいということでがんばってくださいということです。問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5 番 農地の売買自体ではなくてちょっと制度的なもので事務局側にお聞きしたいことがあるんですけどこの譲受人が●●●●で将来的に就農を目指されてる方になったと思うんですけど、この段階で農地を取得してしまうと準備型とかもらえなくなったりするしじゃなかったですかね。経営、要は農地の取得をもって経営開始とみなされるはず。私の知ってる範疇だと農地の取得イコール農業経営の開始になるはずなんで。もろもろの支援制度が要は使えなくなったりあるいは年数が要は今農業次世代人材の経営開始だったら3年だったと思うんですけどこのタイミングでの要は経営開始っていう判断になれば3年もらえてたのが2年とかになったりしないのかなというのがすごい心配なんですけどそのあたりどうなんですかね。

事務局 その件についてはですね、ご本人さんと承諾の上で申請していただいています。

議長 他にご意見なりご質問なりありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。

続いてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本事案については、居宅を購入するにあたり隣接する申請地を併せて譲り受けた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や野菜などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員4番沖村委員、農地利用最適化推進委員21番中田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番

8日の日にですね現地を確認しました。9日の日に本人譲受人の方なんですけどお電話でお話しました。両方ともですねこちらにいらっしゃいませんので電話ということになりました。それで一応現地の方はですね6ページにあるのをちょっと見ていただけたらと思うんですが●●●●がちょっと草の中へですね低木がいくらか見えるという程度であとは●●●●と●●●●ですねこれについては草のみということですね整地すればすぐに使えるような状況でありました。全部の畑が道に面しておりまして使いやすい畑かなという風に思います。それで譲受人の方なんですけど今愛媛県の方へお住まいなんですけど移住を考えてですね海が見える家が欲しいということで探しておったようですがこれについては町のホームページの方で情報を得て町の方のお世話でその家をお世話していただきましたというお話でした。譲受人についてはですね農業経験もないんでどうですかとお尋ねしたんですけれどもこれについては愛媛県の方へ友達がおりまして釣り友達ということでですね船を持っておるから指導を受けながら管理したいということで家庭の使う野菜とかですねそういうものを作っていきたいということでした。船を持っているということなんですけど愛媛県なんで一時間半ぐらいで●●●●の方へ来れるということで当面の間は通いながら管理をしていきたいということです。船

につきましても漁港の方の関係者に承諾を得て停船できるという風なお話でした。ということで譲渡人についてはですね数年前までは帰られてですね管理とかされておりましてけれどもやっぱり書類にあるように高齢化ということではなかなか管理されないということで手放したいという風な意向であったようです。一応ですねちゃんと話が決まれば管理も始めたいということだったんで今手つかずでだんだん荒れるということなんで今からこういう風な管理ができれば地域に対してもいいという風に思っております。以上です。

議長

中田委員。

21番
(推進委員)

先ほど農業委員の方から説明がありましたけれども今回宅地とあわせて隣接する農地を購入するということで条件的にも十分な営農ができるのではないかという風に思っております。それ以外は特に問題はありません。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明でご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから12ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠方に居住しており、農業後継者もないことから申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されません。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域

調和要件ですが、柑橘や野菜、コーヒー豆などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 14 番安本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 1 番 本件 1 1 日の日に安本委員と現場を確認しております。現地の方は長年空き家となっておりましたが畑の方は近所の方が時折管理しております。きれいに雑草なんかも生えておりません。きれいに管理されております。譲受人の本件今回は●●さんという風になっておりますけど計画の中にミカンとコーヒー豆の栽培を視野に入れていますという風に書かれていますけれども近所でハウスのコーヒー豆を栽培している方現在二か所あるんですけれどもそこで立ち寄って見てみようということで寄りましたらちょうど●●さんがコーヒーの管理をハウスの方と一緒にやっておられましたので本件について話し合い確認することができました。内容については問題ないかと思われます。以上です。

議長 引き続きまして安本委員。

1 4 番 補足説明をいたします。先ほど東谷委員さんより説明がありましたので簡単に申し上げますと現地は車の便利のととてもよい南向きの畑でございます。現在は更地になっておって何も植えてないきれいにされておられます。譲受人の主人とも話を聞くことができましたが時代の先取りというかこの土地を取得できたならばここにコーヒー豆の木を植える計画のようでございます。すでに小さい苗木も育てておられますけれども先々のことを思っ取り組んでおられるのじゃあなかろうかと思いました。そしてゆくゆくは大島のコーヒーとして売り込んでいく計画のようでございます。将来に向けての夢のある作物だと思いました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。
続いてNo.4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、12ページから16ページをご覧ください。本事案については、宅地及び建物を購入するにあたり隣接する申請地を併せて譲り受けた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番

先日松田推進委員と一緒に現地を確認して譲受人の方とお話を聞いてきました。現地につきましては宅地に周りを囲まれている畑なんですけれども今回の●●●●のすぐ隣にある●●●●にある宅地も購入してあわせて管理するということで畑だけだとちょっとアクセスが悪いんで問題があるんですけれども宅地を購入してそこをリフォームして住まれるということなんで問題はないかと思います。ちょっと機械とかが入れるような土地ではないので計画の中ではミカンが植えるような計画になっていますが畑まあ野菜とかにした方がいいんじゃないかという話はしていました。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続きましてNo.5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.5についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、17ページから20ページをご覧ください。本事案については、住居に隣接する申請地を譲り受けた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものがあります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員1番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番

先日福田推進委員と一緒に現地を譲渡人に同席してもらいながら確認してまいりました。現地に関しては譲受人の家のすぐ隣にあたる畑で現状としましては手を入れればすぐ収穫とかすぐ栽培できる状況の土地です。計画書にもありますが譲受人のお父様と柑橘を栽培されている方なのでお手伝いを受けながらということであるので特に問題はないかと思います。以上です。

議長

福田委員。

1番

(推進委員)

今小柳委員の言った通りで間違いないと思います。よろしくお願いします。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5 番	まず一つ宅地に住居に隣接しておりっていうのがどの住居のことをいっているのかなと。ああ家が建ってるんですか。あとはまあ面積当たりの値段が結構高めなのでそのあたりがご納得のうえなんか相場と比べるとかなり倍以上たぶん高いかなと言う印象を受けるんですけど。そのあたり納得のうえなんか知らんずに吹っ掛けられているのかちょっと心配に思うんですけど。
1 番 (推進委員)	この譲渡人とはよく知ってる仲なんですがこの人は違うところを売って今の家も土地と同じ値段ぐらいで交渉して向こうがどうしても売ってくれということで譲渡したそうです。
議長	他に何かご質問なりがありましたら。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6 について事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請No.6 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、20 ページから 24 ページをご覧ください。本事案については、譲渡人より宅地及び建物を譲り受け、農地については、下限面積要件を満たせず、仮登記としていましたが、下限面積要件が撤廃されたため、このたび正式に譲り受けるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 8 番大内委員、推進委員 10 番片岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8 番 5 月 8 日の夕方に推進委員の片岡さんと一緒に現地を確認に行きました。ご夫婦の譲受人にお会いすることができお話を聞きました。すでに宅地購入時に畑も譲り受けており今回は本登記をするということだったんですが農地を見せていただくと柑橘やキウイ、野菜、宅地の前には温室も建てていました。2 3 ページの緑色の所なんですけど宅地は●●●●番の所にお家が建っている状態です。生産組合にも入られており若干ですが JA の出荷経験もあるということでした。畑の売買価格なんですけれどもそちらも同意した上で購入されているということでした。以上です。

議長 続きまして片岡委員。

10 番 (推進委員) 今大内委員がおっしゃる通り問題ないと考えています。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No.1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No.1 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、24 ページから 28 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場久賀総合支所から西北西に 644m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、本案件は、申請

地を取得し太陽光発電事業により、事業の拡大を図ろうとする譲受人の要望に対し、高齢になり後継者もおらず農地の維持管理が困難になってきた譲渡人が応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、周防大島町環境保全基本条例に基づく開発地区内行為の届出済みです。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 12 番沖委員、推進委員 2 番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 2 番 8 日に推進委員の村田さんと園地を見に行きその後譲渡人の方とお会いし話を伺いました。園地は少し前まで管理されていたみたいで梅の木が 2 本と奥の方は柵で囲って畑を作られていましたが他にも畑があるためこちらの園地は譲受人からの事業提案を受けることにしたとのことでした。譲受人の担当者の方に電話で話を聞いたところ園地の周りの方々にも話をして許可を得ているというとのことでした。園地のすぐ下の畑の方はもともと太陽光は自然のものではないので個人的には好きではないけれどやるのであればかまわないといわれてました。この園地はこれまで管理をされていたため畑のままでも使える状態ですが今後高齢となり後継者もないことを考えるとこの先放置して荒れ地にしてしまい周囲に迷惑をかけてしまう可能性があるのでは話がある時に売却をして管理してもらうのもよいかと思います。以上です。

議長 続きまして村田委員。

2 番 (推進委員) 高齢になって農地の維持管理が難しくなったという地主さんの話がありましたが耕作放棄地で畑を荒らすよりも太陽光発電で土地の有効活用をしたいという考え方に至ったことはもう仕方がないんじゃないかとそういうふうに私は思いました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願い

いたします。岡崎委員。

2 番 25 ページのその他参考となるべき事項に周辺に悪影響を及ぼさないように十分留意し万が一発生した場合は自己の責任において対応いたしますとあるんですけどこれについて何か担保のようなものっていうものはあるのでしょうかお聞かせください。

議長 これは委員の方は聞きとられてないですよ。事務局答弁できますか。

事務局 万一何かトラブル等あった場合に自己の責任においてということはお互いのやり取りの中でさせていただいております。以上です。

2 番 それについて書面とかそういったもの残っていますでしょうか。

事務局 そこまではいただいていません。

2 番 もしよかったら書面か何かで残しておいていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

議長 今後の課題として当面そのあたりまで取るかどうかをまたちょっと内部検討させてください。他に何かご質問がありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて、日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。久賀、和佐、伊保田、内入、棕野、東安下庄にて7件の現況確認を行い、農地、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は29ページから56ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いをいたします。

よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの件報告事項でございますので皆様のご了承をお願いをいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりご報告をお願いをいたします。

事務局 お手元に最新のイノシシの月別捕獲数について情報提供としてお配りしております。続いて次回総会開催日は6月16日（月）午前9時30分から、久賀公民館2階大会議室を予定しております。議案送付は6月5日（木）までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長 以上をもちまして第115回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。

上記は、令和7年5月15日開催の第115回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7年 6月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____